

令和3年度第15回教育委員会会議日程

開催期日 令和3年12月22日(水)

開催時間 15時00分

開催場所 芽室町役場地下第5・6階会議室

開 会

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 前会議録の承認
- 日程第3 教育長の報告
- 日程第4 報告第26号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件
- 日程第5 報告第27号 芽室町奨学金貸付の件(非公開)
- 日程第6 報告第28号 区域外就学認定の件(非公開)
- 日程第7 報告第29号 就学指定校変更(学校選択)認定の件(非公開)
- 日程第8 議案第37号 芽室町私立高等学校生徒授業料補助認定の件(非公開)
- 日程第9 議案第38号 令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果掲載の件(非公開)
- 日程第10 議案第39号 芽室町スクールバス運行条例施行規則中一部改正の件
- 日程第11 議案第40号 芽室町中央公民館の設置及び管理条例施行規則中一部改正の件
- 日程第12 協議案第1号 令和4年度芽室町一般会計教育費予算の件(非公開)

閉 会

日程第4

報告第26号

就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

学校教育法第19条に規定する経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、要保護及び準要保護児童生徒認定要領に基づき、必要な援助を行うこととしたので、報告します。

令和3年12月22日提出

芽室町教育委員会教育長 程野 仁

令和3年度就学援助認定総括表(令和3年12月認定者)

申請世帯	1	世帯
認定保留世帯		世帯
認定世帯	1	世帯
要保護世帯		世帯
準要保護世帯	1	世帯
経済的困窮世帯	1	世帯
児童扶養手当受給世帯		世帯
生活保護廃止世帯		世帯
町民税非課税・減免世帯		世帯
国民年金保険料免除世帯		世帯
生活福祉資金貸付世帯		世帯
不認定世帯		世帯
認定廃止世帯		世帯

◎準要保護認定者数一覧

(小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	1		1				2
上美生小学校							0
芽室西小学校							0
芽室南小学校							0
合計	1	0	1	0	0	0	2

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校				0
上美生中学校				0
芽室西中学校				0
合計	0	0	0	0
合計				2

●準要保護不認定者数一覧

(小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校							0
上美生小学校							0
芽室西小学校							0
芽室南小学校							0
合計	0	0	0	0	0	0	0

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校				0
上美生中学校				0
芽室西中学校				0
合計	0	0	0	0
合計				0

○児童扶養手当受給認定者数

(小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
						0
						0
						0
						0
0	0	0	0	0	0	0

(中学校)

1年	2年	3年	計
			0
			0
			0
0	0	0	0
合計			0

令和3年度就学援助認定総括表

(令和3年12月6日現在)

申請世帯	157	世帯
認定保留世帯		世帯
認定世帯	141	世帯
要保護世帯	1	世帯
準要保護世帯	140	世帯
経済的困窮世帯	56	世帯
児童扶養手当受給世帯	78	世帯
生活保護廃止世帯	1	世帯
町民税非課税・減免世帯	1	世帯
国民年金保険料免除世帯	2	世帯
生活福祉資金貸付世帯	2	世帯
不認定世帯	16	世帯
認定廃止世帯		世帯

◎9年間の認定世帯数等状況

年度	申請	認定	不認定	要保護	認定率
25	274	244	30	6	17.8
26	264	232	32	5	17.6
27	247	210	36	11	16.3
28	237	201	32	3	16.5
29	228	199	26	2	16.6
30	194	167	27	4	13.7
31	205	170	30	3	14.7
2	189	165	23	0	14.3
3	157	141	16	1	12.4

(内数)

◎準要保護認定者数一覧

(小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	7	9	14	10	17	17	74
上美生小学校						1	1
芽室西小学校	6	4	10	4	5	10	39
芽室南小学校							0
合計	13	13	24	14	22	28	114

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	22	15	25	62
上美生中学校		1	2	3
芽室西中学校	8	6	14	28
合計	30	22	41	93
合計				207

●準要保護不認定者数一覧

(小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	1	2	2	1	4	1	11
上美生小学校							0
芽室西小学校	1	3			1	1	6
芽室南小学校		1			2		3
合計	2	6	2	1	7	2	20

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	2	3	2	7
上美生中学校				0
芽室西中学校		1	1	2
合計	2	4	3	9
合計				29

○児童扶養手当受給認定者数

(小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
2	2	8	3	9	13	37
					1	1
2	1	3	2		9	17
						0
4	3	11	5	9	23	55

(中学校)

1年	2年	3年	計
12	9	11	32
	1		1
5	3	6	14
17	13	17	47
合計			102

○要保護世帯

芽室西中学校 3年 1人

○生活保護廃止世帯

芽室小学校 4年 1人

6年 1人

○町民税非課税・減免世帯

芽室中学校 3年 1人

○国民年金保険料免除世帯

芽室小学校 2年 1人

芽室中学校 2年 1人

3年 1人

○生活福祉資金貸付世帯

芽室中学校 2年 1人

3年 1人

芽室西中学校 1年 1人

3年 1人

○学校教育法（関係条文抜すい）

（昭和二十二年三月三十一日）

（法律第二十六号）

第一次吉田内閣

第十九条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

（平一九法九六・追加）

要保護及び準要保護児童生徒認定要領

第1 目的

学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の定めるところにより、経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し必要な援助を行い、義務教育の機会均等を図ることを目的とする。

第2 援助対象者

芽室町に居住し、芽室町立の小学校又は中学校に在学又は就学予定の児童生徒の保護者で、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護及び要保護に準じる程度に困窮していると教育委員会が認める保護者に対して援助する。

第3 認定基準

1 要保護児童生徒

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者の児童生徒

2 準要保護児童生徒

(1) 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者の児童生徒

ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた者

イ 町民税の非課税又は減免を受けた者

ウ 個人事業税の減免を受けた者

エ 固定資産税の減免を受けた者（新築住宅の減免は除く）

オ 国民年金保険料の掛金の減免を受けた者

カ 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けた者

キ 児童扶養手当の支給を受けている者

ク 生活福祉資金の貸付けを受けた者

(2) (1) に定める者以外の者で、次のいずれかに該当する者の児童生徒

ア 生活の中心となる者又は家族が長期療養中のため経済的に困窮している場合

イ 不慮の災害のために経済的に困窮している者

ウ 会社・商店などの倒産又は勤務先の賃金不払等の理由により経済的に困窮している場合

エ 年間収入額が特に少ないため経済的に困窮している場合

オ その他特別な事情により著しく経済的に困窮している場合

(3) (2) に定める者の認定方法

ア 給与所得者の場合

「収入金額」から「生活保護法に規定する勤労に伴う必要経費の額（以下

「基礎控除額」という。)」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1.3を乗じて得た額未満とする。

イ 給与所得者以外の者の場合

「所得金額」を給与所得者の「給与控除所得後の額」相当額とみなして、これに当該給与所得控除額に相当する額を加算して得た額を「収入金額」とみなす。当該「収入金額」から「基礎控除額」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1.3を乗じて得た額未満とする。

ウ (2)ア、イ、ウについては、現状の収入状況等や事情を十分に考慮し、必要に応じて、福祉事務所の長及び民生委員等の助言を求めることができる。

3 「需要額」及び「基礎控除額」については、別に定める。

第4 認定の取扱

1 認定の開始

認定の開始時期は次の各号による。

- (1) 教育委員会が定める年度当初の申請によるものは、4月から開始する。
- (2) (1)に定める受付期間経過後の申請によるものは、申請日の属する月の翌月から開始する。
ただし、申請の遅延が申請者の責によらないことが明らかであると認められるときは、4月から開始する。
- (3) 前住地で認定を受けていた者が転入してきた場合で、転入した月に申請があったときは、申請日の属する月から開始する。
- (4) 生活保護の停止又は廃止の措置をうけ、引き続き就学援助の申請をした者は最後に生活保護費を受給した月の翌月から開始する。

2 認定の廃止

次の各号に掲げる事由が発生したときには、その事由が発生した日の属する月をもって、認定を廃止する。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 町外へ転出したとき
- (2) 第3に定める認定基準に該当しなくなったことが明らかであるとき
- (3) 申請者から辞退の申出がされたとき

3 認定の取消

次の各号に掲げる事由が発生したときは、認定を取消することができる。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請であることが判明したとき

(2) 申請者から取下の申出がなされたとき

第5 就学援助費の給与基準

給与基準額は、要保護児童生徒援助費補助金の単価に準じ、予算の範囲で教育委員会が定める額とする。

第6 委任

この要領のほか就学援助に関し、必要な事項については教育長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 芽室町就学援助認定事務取扱要領（平成5年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年4月25日決定)

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年8月22日決定)

附 則

この要領は、決定の日から施行する。(平成29年11月30日決定)

日程第5

報告第27号

芽室町奨学金貸付の件（非公開）

芽室町奨学金貸付条例第5条第2項の規定に基づき、奨学金の貸付けを行うこととしたので、報告します。

令和3年12月22日提出

芽室町教育委員会教育長 程野 仁

日程第6

報告第28号

区域外就学認定の件（非公開）

学校教育法施行令第9条第1項の規定に基づく区域外就学の認定について、報告します。

令和3年12月22日提出

芽室町教育委員会教育長 程野 仁

○学校教育法施行令（関係条文抜すい）

（昭和二十八年十月三十一日）

（政令第三百四十号）

（区域外就学等）

第九条 児童生徒等のうち視覚障害者等以外の者をその住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

2. 市町村の教育委員会は、前項の承諾（当該市町村の設置する小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）への就学に係るものに限る。）を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

（昭三六政二九一・昭五三政三一〇・平一〇政三五五・平一〇政三七二・平一四政一六三・平一九政五五・一部改正）

区域外就学許可基準

芽室町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学校教育法施行令第9条に規定する区域外就学について、保護者の申し出により、次の条件と基準表に該当する場合はこれを許可する。

<条件>

1. 保護者が指定校変更後の通学経路・通学方法を明確にした上で、通学途中の安全について責任を負うこと。
2. 学校施設の運営上問題がないと判断されること。
3. 教育委員会が必要と認めた書類等が添付されていること。

	事 由		許可基準	許可期間	必要書類等
1	途中転出	小学校6年 及び中学校 3年 上記以外の 学年	在学中に町外へ転出した場合で、引き続き在籍校に通学することを希望する場合	卒業まで 学期末まで	印鑑
2	転入予定		転入予定地の通学区域指定校に、あらかじめ通学を希望する場合	転入するまでの期間	印鑑・住民票 建築確認書・売買契約書・工事契約書・賃貸借契約書等事実を証することができる書類
3	兄弟が指定校とは別の学校に在籍している場合		兄弟が在籍する学校に弟妹も兄弟と同じ学校に通学を希望する場合	兄弟が卒業まで（ただし、兄弟が卒業時、小学校5年生及び中学校2年生の場合は、卒業まで）	印鑑
4	身体的理由		病気治療または心身上の理由がある等教育的配慮が必要な場合	教育委員会が必要と認めた期間	印鑑 医師の診断書
5	いじめ・不登校		在籍校でいじめ・不登校の解消ができず指定校以外の学校への通学を必要とする場合	学校長と協議して定める	印鑑 学校長の意見書
6	その他 ・ 家庭の事情 ・ 天災等 ・ 遠距離通学		教育委員会が認める場合	その都度定める	教育委員会が指示するもの

適用年月日 平成19年4月1日

日程第7

報告第29号

就学指定校変更（学校選択）認定の件（非公開）

芽室町立小、中学校通学区域制度の弾力的運用に関する要綱第7条の規定に基づく
就学指定校の変更について、報告します。

令和3年12月22日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町立小、中学校通学区域制度の弾力的運用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、芽室町立小、中学校通学区域に関する規則（昭和49年教育委員会規則第2号）で定める通学区域以外の芽室町立小学校及び中学校（以下「学校」という。）への就学を、保護者の希望で選択可能とすることにより、学校の通学区域制度の弾力的運用を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 通学区域以外の学校へ通学できる者は、芽室町内に住所を有する就学予定者及び在校生とする。

(定義)

第3条 この要綱において使用する用語の意味は、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 特定地域 就学予定者及び在校生の現住所に係る通学区域の学校（以下「指定校」という。）に通学するよりも隣接する学校へ通学することにより、通学距離が短縮される地域で教育委員会が定める地域（別表）をいう。

(2) 隣接校 指定校に隣接している芽室西小学校及び芽室西中学校をいう。

(3) 受入可能人数 学校の施設状況、将来の人口予測等を考慮し、教育委員会が別に定めるところにより、特定地域からの就学予定者及び在校生を受け入れることができる人数をいう。

(学校選択)

第4条 次に掲げる者の保護者で通学区域以外の学校への就学を希望する者は、隣接校を選択（以下「学校選択」という。）することができる。

(1) 芽室町内の特定地域に住所を有し、学校の第1学年に入学する者

(2) 芽室町内の特定地域に転入し、学校へ転入学する者

(3) 第1号で隣接校の入学を希望した者の兄又は姉

(申請)

第5条 保護者が前条の規定による学校選択を行う場合は、学校選択希望申請書（第1号様式）を教育委員会へ提出しなければならない。

2 前項の申請は、教育委員会が別に定める期間内にしなければならない。

(申請取下げ)

第6条 前条の規定により申請をした保護者は、当該申請を取り下げる場合は、教育委員会が別に定める期間内に、学校選択希望申請取下げ書（第2号様式）を教育委員会に提出するものとする。

(就学指定)

第7条 保護者が学校選択を申請した場合、教育委員会は原則として当該選択校を就学すべき学校として指定するものとする。

(抽選)

第8条 教育委員会は、前条の規定にかかわらず受入可能人数を超える申請があった場合には、公開による抽選により決定するものとする。

2 教育委員会は、抽選を実施する場合は保護者にその旨を通知するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成26年4月1日以降に学校選択する者から適用する。(平成25年9月10日決定)

別表 (第3条関係)

特 定 地 域	
通学区域	幸町区 柏木町区 北町区 弥生西町区 弥生北町区の一部(芽室町東1条10丁目から芽室町東6条10丁目4～8番地まで)

日程第 8

議案第 37 号

芽室町私立高等学校生徒授業料補助認定の件（非公開）

芽室町私立高等学校生徒授業料補助規則第 5 条の規定に基づき、授業料の一部を補助しようとするものであります。

令和 3 年 12 月 22 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

○芽室町私立高等学校生徒授業料補助規則

平成7年2月22日教委規則第5号

芽室町私立高等学校生徒授業料補助規則

(目的)

第1条 この規則は、私立高等学校に在学させている世帯の保護者に対し、授業料の一部を補助することにより、教育機会の確保と保護者負担の軽減を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 授業料の補助を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき芽室町の住民票に記載されている者で、次の各号に該当するものとする。

- (1) 私立高等学校に在学させている世帯の保護者であること。
- (2) 経済的理由により、授業料の納付が困難な世帯の保護者であること。

2 前項第2号の基準は、市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額により算出した額が154,500円未満の世帯であること。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、生徒1人につきその在学する私立高等学校の授業料から、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第5条の規定に基づく高等学校等就学支援金の額及び北海道が実施する私立高等学校授業料軽減制度の規定に基づく補助金額その他これらに類するものの額を控除した額とし、次の額の範囲内とする。ただし、当該年度に支給する補助金の額は、予算の範囲内とする。

- (1) 市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額により算出した額が154,500円未満の世帯 1人 月額3,000円以内

(補助金の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、毎年度、芽室町私立高等学校生徒授業料補助申請書（第1号様式）を、町長に提出しなければならない。

(補助の決定)

第5条 町長は前条に規定する補助金の交付申請があった場合は、教育委員会での内容審査に基づき、補助することが適正と認めたときは、授業料補助決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第6条 補助金は、補助決定となった世帯の保護者からの預金口座振込申出書（第3号様式）の提出により、口座へ振り込むものとする。

（補助金の停止）

第7条 補助金の交付決定を受けた者が第2条の要件を欠くに至ったときは、速やかにこの旨を町長に届出なければならない。

2 町長は、前項に規定する届出があった場合は補助金の交付を停止するものとする。この場合、交付する補助金は、第2条の要件を欠くに至った日の属する月分までとする。

（補助決定の取消し）

第8条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号の一に該当するときは、補助決定を取り消し、既に交付した補助金がある場合には、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

（1）前条第1項に規定する届出を怠ったとき。

（2）その他補助することが不相当と認められる事実があったとき。

（補則）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成16年教委規則第10号）

この規則は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成25年3月29日教委規則第1号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月29日教委規則第3号）

この規則は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日教委規則第1号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日教委規則第5号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月30日教委規則第14号）

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

日程第 9

議案第 38 号

令和 3 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」
への市町村別結果掲載の件（非公開）

令和 3 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査に関する実施要領に基づき、北海道教育委員会が作成する北海道版結果報告書に、市町村別の結果を掲載することの同意の取扱いについて、決定しようとするものであります。

令和 3 年 12 月 22 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

日程第10

議案第39号

芽室町スクールバス運行条例施行規則中一部改正の件

芽室町スクールバス運行条例施行規則の一部を改正しようとするものであります。

令和3年12月22日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町スクールバス運行条例施行規則の一部を改正する規則

芽室町スクールバス運行条例施行規則（平成11年教委規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「12月31日」を「12月29日」に、「1月5日」を「1月3日」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

説 明

令和4年度から芽室町の年末年始の休日期間が12月29日から1月3日までに改正されるため、関係規則の整理をしようとするものであります。

芽室町スクールバス運行条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正案	現 行
<p>(運休日) 第4条 スクールバスの運休日は、次のとおりとする。ただし、教 育長が特に必要と認めるときは、この限りでない。 (1)・(2) 一略— (3) <u>12月29日</u>から翌年の<u>1月3日</u>までの日 (前2号に掲げる日 を除く。) (4) 一略—</p> <p><u>附 則</u> この規則は、<u>令和4年4月1日</u>から<u>施行</u>する。</p>	<p>(運休日) 第4条 スクールバスの運休日は、次のとおりとする。ただし、教 育長が特に必要と認めるときは、この限りでない。 (1)・(2) 一略— (3) <u>12月31日</u>から翌年の<u>1月5日</u>までの日 (前2号に掲げる日 を除く。) (4) 一略—</p>

日程第 1 1

議案第 4 0 号

芽室町中央公民館の設置及び管理条例施行規則中一部改正の件

芽室町中央公民館の設置及び管理条例施行規則の一部を改正しようとするものであります。

令和 3 年 1 2 月 2 2 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町中央公民館の設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

芽室町中央公民館の設置及び管理条例施行規則（昭和56年教育委員会規則第3号）
の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号に次の号を加える。

- (1) 町内会及び行政区等が地域コミュニティ活動で使用するときは、その使用料を免除するものとする。

附 則

この規則は、令和4年1月6日から施行する。

芽室町中央公民館の設置及び管理条例施行規則の一部を改正する教委規則新旧対照表

改正案	現 行
<p>(使用料の減免) 第8条 条例第10条の規定により、使用料を減免することができるときは、次の各号に掲げるものとする。 (1) 町内会及び行政区等が地域コミュニティ活動で使用するときは、その使用料を免除するものとする。 (2) 町内の中学生以下が使用するとき、その使用料を免除するものとする。</p>	<p>(使用料の減免) 第8条 条例第10条の規定により、使用料を減免することができるときは、次の各号に掲げるものとする。 (1) 町内の中学生以下が使用するとき、その使用料を免除するものとする。 (2) 町外の中学生以下及び高校生が使用するとき、その使用料の5割を減額するものとする。ただし、教育目的(幼稚園、保育所を含む。)で使用するとき、その使用料を免除するものとする。</p>
<p>(3) 町外の中学生以下及び高校生が使用するとき、その使用料の5割を減額するものとする。ただし、教育目的(幼稚園、保育所を含む。)で使用するとき、その使用料を免除するものとする。 (4) 大人との混成団体でその半数以上が町内の中学生以下の場合、その使用料の5割を減額するものとする。</p>	<p>(3) 大人との混成団体でその半数以上が町内の中学生以下の場合、その使用料の5割を減額するものとする。 (4) 障害者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)に規定する者で、身体障害者手帳又は療育手帳若しくは精神障害者福祉手帳を所持する者)が使用するとき、その使用料を免除するものとする。</p>
<p>(5) 障害者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)に規定する者で、身体障害者手帳又は療育手帳若しくは精神障害者福祉手帳を所持する者)が使用するとき、その使用料を免除するものとする。 (6) 前各号に定めるもののほか、教育委員会(以下「委員会」という。)が特に必要と認めるときは、その使用料を減免するものとする。</p>	<p>(5) 前各号に定めるもののほか、教育委員会(以下「委員会」という。)が特に必要と認めるときは、その使用料を減免するものとする。 (6) 前各号に定めるもののほか、教育委員会(以下「委員会」という。)が特に必要と認めるときは、その使用料を減免するものとする。</p>

改正案	現行
<p><u>附 則</u> この規則は、令和3年4月1日から施行する。</p>	

日程第12

協議案第1号

令和4年度芽室町一般会計教育費予算の件（非公開）

令和4年度芽室町一般会計教育費予算案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見の申し出について、協議願うものであります。

令和3年12月22日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（関係条文抜すい）

〔昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号〕

（教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分
その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作
成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

追加日程第1

報告第30号

専決処分（令和3年度芽室町一般会計補正予算（第10号））について
報告の件（非公開）

令和3年度芽室町一般会計補正予算（第10号）を、地方自治法第180条第1項の規定により芽室町長が専決処分したので、報告します。

令和3年12月22日提出

芽室町教育委員会教育長 程野 仁

○地方自治法（関係条文抜すい）

（昭和二十二年四月十七日）

（法律第六十七号）

第一次吉田内閣

第一百八十条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。